

# 確定申告の季節です



所得税・贈与税・事業税・住民税 3/15(木)まで  
 個人事業者の消費税・地方消費税 4/2(月)まで

今年も確定申告の季節になりました。みなさん、申告の準備はお済みですか。

所得税の確定申告は市・県民税の申告は2月16日(金)から3月15日(木)までです。市・県民税の申告相談を2月13日(火)から3月15日(木)まで行います。期限が近づくと窓口が混雑しますので、申告と相談はできるだけ早く済ませましょう。

この申告により、平成18年分の所得税が確定し、平成19年度分の市・県民税や国民健康保険料、介護保険料等を算出する重要な資料となりますので、期限内に正しい申告をしましょう。申告書は自分で書いて、できるだけ早く提出してください。また、申告書は郵送でも提出できます。

## 税制改正のおもな内容

● **住民税・所得税率が変わります**  
 住民税(市・県民税)の所得割の税率は所得に応じて、5%、10%、13%の3段階に分かれていたものが、平成19年度分から一律10%になります。20万円以下の課税所得について税率が5%から10%となるため、ほとんどの人が増額となりますが、その分所得税が減額となりますので、住民税と所得税の合計負担税額は変わりません。

● **定率減税が廃止されます**  
 平成19年度分の市県民税から、定率減税が廃止されます(現行7.5%相当、上限2万円)。また、所得税の定率減税について、平成18年分については10%相当額(上限12.5万円)が減税されますが、平成19年分からは廃止されます。

● **65歳以上の人の市県民税非課税措置廃止の特例**  
 昭和15年1月2日以前生まれで所得が125万円以下の人に対する非課税措置の廃止により、改正前であれば非課税であった人の税額について、平成18年度はその2/3が減額されていますが、平成19年度は1/3が減額され、平成20年度からは全額課税となります。

## 所得税

所得税の確定申告は、昨年1年間の所得金額を総決算し、その所得金額に対する税額を確定し、納めすぎた税金、納め足りない税金を精算するものです。

### 確定申告が必要な人

- 給与所得者の場合
- ① 給与所得者(サラリーマン)の所得税は、通常年末調整で精算されるので確定申告する必要はありません。しかし、次のような人は申告する必要があります。
    - ① 給与収入が2千万円を超える人
    - ② 1カ所の給与支払者から給与を受け、給与所得および退職所得以外の合計が20万円を超える人
    - ③ 2カ所以上の給与支払者から給与を受け、従たる給与の収入と給与所得および退職所得以外の所得合計額が20万円を超える人

その他の人の場合  
 事業所得(商業、工業、農業、漁業、医業等)や不動産所得(地代、家賃等)、配当、公的年金やその他の雑所得、満期保険金等の一時所得、不動産の売却などの所得のある人で、これらの所得合計額が所得控除額の合計額を超える人は確定申告する必要があります。

### 申告なくても申告する必要があります

確定申告をする必要のない人でも、次のような人は確定申告をするに給与や公的年金などから源泉

徴収された所得税が戻る場合があります。

- ① 年末調整で所得控除などに漏れがあった人
- ② 一定額以上の医療費を払った人
- ③ 昨年の途中で勤めを辞めたまま再就職せず、年末調整を受けていない人
- ④ マイホームの取得や大規模改修をローンでした人
- ⑤ 源泉徴収された所得税が実際に計算した所得税より多い人
- ⑥ 火事や台風、盗難などの被害を受けた人
- ⑦ 退職所得がある人で、その所得を含めて申告することにより源泉徴収された所得税について定率減税の適用を受けることができる人
- ⑧ 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった人

### 申告は窓口か郵送などで自分で書いてお早めに

税務署や申告相談会場では、申告書を自分で作成していただくために記載方法などのアドバイスをしています。  
 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、所得税や消費税の申告書などを作成することが出来ます。  
 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

### 所得税の確定申告相談日

- 期間 2/16(金)～3/15(木)
- 時間 9:00～17:00
- 会場 長門税務署

## 市・県民税

平成19年度の市・県民税の算定の基となる昨年1年間の所得金額などを申告するものです。

市・県民税の申告をされていないと、国民健康保険料や介護保険料の決定、保育園、公営住宅、福祉医療、児童手当の申請や所得・課税証明の発行などに不都合が生じることがありますので、必ず申告してください。

市・県民税の申告が必要な人には、市・県民税申告書を送付しますので、別紙の「市・県民税申告書の書き方」を参考に記入の上、指定された相談日に申告してください。

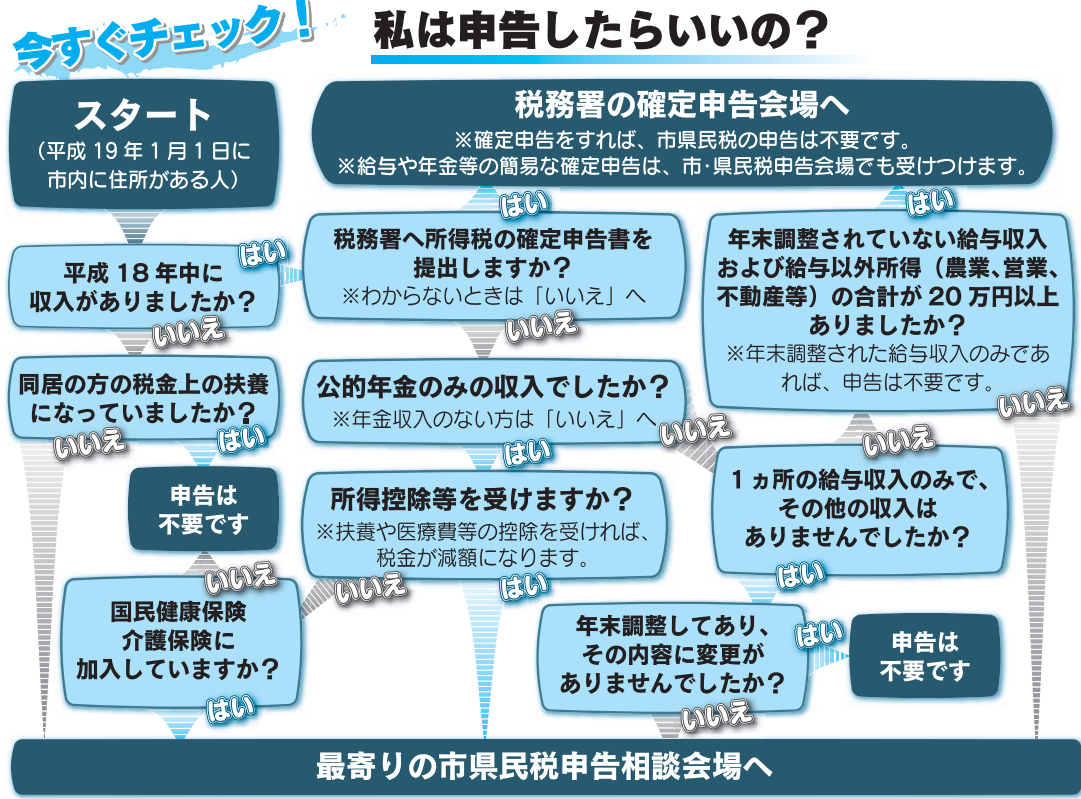
市・県民税申告書が届いた人で昨年収入がなかった人も、申告書裏面の「平成18年中に収入のなかった人(通信欄)」の該当項目に記入し、住所・氏名を記入の上、必ず提出してください。  
 また、申告が必要な人で申告書が届いていない人は、本庁税務課市民税係までご連絡ください。

### 市・県民税の申告が必要な人

平成19年1月1日現在、市内に住所のある人で、平成18年中に次の所得があった人

- ① 商業、工業、農業、漁業、医業等の事業所得があった人
- ② 地代、家賃、受取小作料等収入や不動産の売却などによる所得があった人

## 私は申告したらいいの?



(注) この図は申告が必要かどうかを判断するための目安です。ご不明な点はお気軽に市民税係までお問い合わせ下さい。

## 必要なもの

- ・ 印鑑(認印)
- ・ 申告書が送られている人は、その申告書
- ・ 各種事業所得のある人は、各種収支内訳書(収入・経費ごとに集計し、領収書は必ず持参してください)
- ・ 農業、不動産等の事業用固定資産償却費がある人は、昨年5月に固定資産税納付書に同封した固定資産税課税証明書
- ・ 給与や公的年金の源泉徴収票(必ず原本が必要です)
- ・ 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書や保険などで補てんされる金額の明細書(領収書はあらかじめ医療を受けた人、医療機関ごとに整理・集計しておいてください)

- ③ 給与所得者で、勤務先から市税務課へ給与支払報告書の提出がなかった人
- ④ 年の途中で退職し、再就職しなかった人や2カ所以上から給与をもらった人

### 市・県民税の申告が不要な人

- ① 税務署に平成18年中の所得税の確定申告をする人
- ② 平成18年中の所得が給与または年金だけで、その支払者から市税務課へ給与支払報告書、公的年金等支払報告書が提出されている人

### 農業申告をされる人へ

営農口座をお持ちの人は、農協から送付される営農口座取引通知書(年間集計表)を必ずお持ちください。農協以外でその他必要経費となる領収書等は、あらかじめ科目ごとに整理・集計しておいてください。  
 また、米の作付けのある人は、農協への出荷数量、保有米数量等をあらかじめ申告書の該当項目に記入し、申告時に持参してください。

## 問い合わせ

- 所得税について**
- 長門税務署 TEL 22-2441
  - タックスアンサーホームページ <http://www.taxanswer.nta.go.jp/>
- 市・県民税について**
- 市役所税務課 市民税係 TEL 23-1124

### 三隅地区

※ 指定日にお越しいただけのない人は、同一会場の別日または3月4日をご利用ください。

月/日	曜	会 場	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~16:00)
2/13	火	宗頭文化センター	一の瀬	三隅中畑・杉山
14	水	〃	滝坂	滝坂
15	木	〃	兎渡谷	樅の木
16	金	〃	宗頭 (1~3班)	宗頭 (4~6班)
17	土	〃	宗頭 (7~9班)	
18	日			
19	月			
20	火	三隅保健センター	上中小野	麓
21	水	〃	下中小野	辻並
22	木	〃	市・生島	津雲・飯井
23	金	〃	三隅中村	土手
24	土			
25	日			
26	月	三隅保健センター	湯免	久原
27	火	〃	大竹・正楽寺	平野・二条窪
28	水	〃	向山	上東方
3/1	木	〃	豊原 (上蓼原)	豊原 (下蓼原)
2	金	〃	豊原 (上記以外)	
3	土			
4	日	三隅保健センター	休日相談 (勤務の都合で平日に来られない人)	
5	月	山口県漁協野波瀬支店	野波瀬 (1~7班)	野波瀬 (8~15班)
6	火	三隅保健センター	小島 (堂組・中組)	小島 (上組・中組)
7	水	〃	小島 (西組)	小島 (鬼崎組)
8	木			
9	金			
10	土			
11	日			
12	月	三隅保健センター	下東方	浅田 (1・2・3・6班)
13	火	〃	浅田 (4・5班)	殿村新開・向開作
14	水	〃	沢江	上ゲ

### 油谷地区

※ 指定日にお越しいただけのない人は、同一会場の別日または3月4日をご利用ください。

月/日	曜	会 場	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~16:00)
2/13	火	油谷宇津賀集落センター	東立石	西立石・大畠
14	水	〃	東津黄	上津黄・西津黄
15	木	〃	東後畑	青村・小田
16	金	山口県漁協大浦支店	大浦東	油谷
17	土	〃	大浦西	
18	日			
19	月	油谷向津具公民館	久津	白木
20	火	〃	大和・南方	水岬・上野西
21	水	〃	本郷・山崎	田久道
22	木	山口県漁協川尻支店	川尻東	上野東
23	金	〃	川尻西	中ノ森
24	土			
25	日			
26	月	油谷総合支所	赤屋・木吹	大川尻
27	火	〃	大江・浅井・尾崎	里・伊上浦
28	水	〃	岡・宮ノ馬場・上り野	前方・須方
3/1	木	〃	綾湖・貝川	掛瀨
2	金	〃	上蔵小田	下蔵小田
3	土			
4	日	油谷総合支所	休日相談 (勤務の都合で平日に来られない人)	
5	月			
6	火	油谷総合支所	油谷中畑	渡場・芝崎
7	水	〃	河原浦	亀田・植松
8	木	〃	大坊・田上・二ノ瀬・坂根	山根・札場
9	金	〃	荒人・長久	杣地・有宗
10	土			
11	日			
12	月	油谷総合支所	広中	稲石
13	火	〃	人丸・新別名	駅通
14	水	〃	大迫	東大坊

## 平成 19 年度 市県民税申告相談日程

※ できるだけ指定日にお越しください。

※ 指定日にお越しいただけのない人は、同一会場の別日または休日相談日をご利用ください。

※ 市役所税務課・総合支所税務係の窓口では申告相談を実施いたしませんので、各申告会場にご来場ください。

### 長門地区

※ 指定日にお越しいただけのない人は、同一会場の別日または3月4日・15日をご利用ください。

月/日	曜	会 場	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~16:00)
2/13	火	通公民館	通1区・通2区・通3区・通4区・通5区	通6区・通7区・通8区・通9区
14	水	〃	通10区・通11区・通12区・通13区	通14区・通15区・通16区
15	木	仙崎公民館	白淵1区・南町・栄町・今浦町	白淵2区・本町・洲崎町・錦町
16	金	〃	白淵3区・鍛冶屋町・祇園町	中新町・旭町・大日比・新屋敷町・新開町
17	土			
18	日			
19	月	仙崎公民館	青海・北本町・幸町・新町	大泊・鳥越1区・鳥越2区
20	火	渋木東集落農事集会所	山小根・大埜	渋木1区・渋木2区・坂水
21	水	〃	真木	渋木3区・渋木中区
22	木	俵山公民館	大羽山	上安田・下安田
23	金	〃	黒川・上政	小原・木津
24	土	〃	郷	七重・湯町
25	日			
26	月	物産観光センター	田屋	湊1東区・湊1西区
27	火	〃	三ノ瀬・湯本	駅前区・下郷
28	水	〃	上郷	河原
3/1	木	〃	門前	大河内
2	金	〃	湊2区・湊3区・湊中央区	上川西1区・後ヶ迫
3	土			
4	日	物産観光センター	休日相談 (勤務の都合で平日に来られない人)	
5	月	〃	小河内	正明市1区・正明市2区
6	火	〃	中山	板持1区・板持2区
7	水	〃	上川西2区・3区	境川
8	木	〃	板持3区	板持4区
9	金	〃	殿台	正明市3区・正明市4区・正明市5区
10	土			
11	日			
12	月	物産観光センター	江良	下川西
13	火	〃	上ノ原	開作
14	水	〃	藤中	緑ヶ丘
15	木	〃	指定日に来れなかった人	

### 日置地区

※ 指定日にお越しいただけのない人は、同一会場の別日または3月4日をご利用ください。

月/日	曜	会 場	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~16:00)
2/13	火	日置保健センター	亀山・古市上	亀山団地・新町
14	水	〃	原小路・川原	古市下
15	木	〃	狩宿	炭床
16	金	〃	黄波戸口・向田	西坂本・畑
17	土			
18	日			
19	月	日置保健センター	大内山上	大内山下
20	火	〃	国広・東坂本	小野地
21	水	〃	野田北・野田南	一円
22	木	〃	日置中村	堀田・真口
23	金	〃	新市・農土園	上城
24	土			
25	日			
26	月			
27	火			
28	水	黄波戸漁村センター	長崎	黄波戸 (1~4班)
3/1	木	〃	黄波戸 (5~8班)	黄波戸 (9~15班)
2	金	〃	黄波戸 (16~24班)	矢ヶ浦・茅刈
3	土			
4	日	日置保健センター	休日相談 (勤務の都合で平日に来られない人)	
5	月	〃	北山・雨乞	長行